



このような取組も推進してください

2022年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました

プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが大切です。

この法律では、プラスチック製品の設計・製造から販売・提供、プラスチック廃棄物の排出・回収・リサイクルといった処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般において、事業者・自治体・そして消費者である市民の皆さんで3R+Renewable（再生プラスチック・再生可能資源等）の取組を促進していくことが求められています。

大阪市では、この法律の施行を受けて、プラスチックごみ削減に重点を置き、区ごとに様々な取組を進めていきます。

廃棄物減量等推進員の皆さんには、この法律によって世の中がどう変わっていくかをご理解いただき、皆さんの日々の生活の中で、プラスチックの資源循環がより一層進んでいくよう、ご協力をお願いいたします。

区ごとのプラスチックごみ削減に向けた取組

プラスチック資源循環の促進

環境にやさしいプラスチック製品をえらんでください。

プラスチックを過剰に使用しないよう心掛け、プラスチックごみを減らしてください。

容器包装プラスチックや店頭などでのプラスチック製品の分別・回収・リサイクルに協力してください。

新たなペットボトル回収・リサイクルシステムの推進

適正に分別して質の高いペットボトルを排出することで、ペットボトルからペットボトル等へリサイクルする「新たなペットボトル回収」への取組を推進してください。

容器包装プラスチックの分別率アップ

「容器包装プラスチック」の分別をより一層促進してください。

プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル

